

80—00 P U D T

審決等取消訴訟

1. 審決等取消訴訟

(1) 概要

審決等取消訴訟とは、行政機関である特許庁が行った審決等の行政処分取消しを求めて、裁判所に提起し得る行政訴訟をいう。

(2) 管轄

取消決定、審決、審判における補正却下の決定（[意 § 17 の 2](#)、[商 § 16 の 2](#)）又は特許（登録）異議申立書、審判・再審・訂正請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄であり、東京高等裁判所の特別の支部である知的財産高等裁判所が取り扱う（[特 § 178 ①](#)、[実 § 47 ①](#)、[意 § 59 ①](#)、[商 § 63 ①](#)、[§ 68 ⑤](#)、[知的財産高等裁判所設置法 § 2](#)）。

(3) 当事者

ア 原告は、取消決定若しくは審決を受けた者、審判において補正却下の決定を受けた者、特許（登録）異議申立書若しくは審判・再審・訂正請求書の却下の決定を受けた者、これらの承継人、参加人、又は参加を拒否された者である（[特 § 178 ②](#)、[実 § 47 ②](#)、[意 § 59 ②](#)、[商 § 63 ②](#)、[§ 68 ⑤](#)）。

特許（登録）異議申立人の地位はその承継を認められていないので、承継人が原告となることはない（→[22—01](#)の9.（5））。

イ 取消決定又は審決（無効審判、延長登録無効審判及び取消審判並びにこれらの審判の確定審決に対する再審に係るものを除く）に対する訴え及び特許（登録）異議申立書、審判若しくは再審の請求書又は訂正請求書の却下の決定に対する訴えにおいては、特許庁長官を被告としなければならない。

また、無効審判、延長登録無効審判若しくは取消審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る審決に対する訴えにおいては、その審判又は再審の請求人又は被請求人を被告としなければならない（[特 § 179](#)、[実 § 47 ②](#)、

[意 § 59②](#)、[商 § 63②](#)、[§ 68⑤](#)）。

(4) 出訴期間

~~出訴~~えは、審決又は決定の謄本の送達があった日から 30 日経過後は以内に
提起することができず、この期間は、不変期間である（[特 § 178③](#)、④、[実 § 47](#)
②、[意 § 59②](#)、[商 § 63②](#)、[§ 68⑤](#)）。審判長は、遠隔又は交通不便の地にある
者のため、職権でその不変期間に附加期間を定めることができる（[特 § 178⑤](#)、
[実 § 47②](#)、[意 § 59②](#)、[商 § 63②](#)、[§ 68⑤](#)）（→[25—04](#)の 4.）。

(5) 判決

裁判所は、審理の結果、請求の理由があると認めるときは、その審決又は決定を取り消さなければならず（[特 § 181①](#)、[実 § 47②](#)、[意 § 59②](#)、[商 § 63②](#)、[§ 68⑤](#)）、処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした当事者である行政庁その他の関係行政庁を拘束する（[行訴 § 33①](#)）。この取消しの判決が確定したときは、審判官は、当該取消しの判決の拘束力に従い、更に審理を行い、審決又は決定をしなければならない（[特 § 181②](#)、[実 § 47②](#)、[意 § 59②](#)、[商 § 63②](#)、[§ 68⑤](#)）。なお、~~平成 24 年 4 月 1 日以降に請求される審決等に対する訴えについて、訂正の請求がされた~~一群の請求項のうち一部の請求項について審決等の取消しの判決が確定したときは、その審理を再開するにあたり、審判官は、当該一群の請求項のうちその他の請求項についての審決等を取り消さなければならない（[特 § 181②](#)）。これにより「一群の請求項」を単位として審理を行う。この場合、審理再開通知において、審決等を取り消す部分を記載する。

また、裁判所は、請求の理由がないと認めるときは、請求を棄却する。

2. 当事者間手続

(1) 概要

民事訴訟法にはよれば、特許法、実用新案法、意匠法、商標法の審決取消請求事件（特許（登録）異議の申立てに係る「取消決定取消請求事件」を含む。）の審理過程において、裁判所による送達又は送付とは別に、原告（出願人・権利者）と被告（特許庁）との間で直接行う手続が規定されており、このような当事者間で直接行う手続をここでは当事者間手続という。~~が、東京高等裁判所~~

~~（知的財産高等裁判所）を介さず直接行う手続とされている。~~

(2) 準備書面等の直送（民訴規 § 83） 手続の概要

~~ア 準備書面等の直送（民訴規 § 83）~~

ア <直送の対象となる書類> 直送の対象

（ア）準備書面（答弁書も含む）、書証の写し及び証拠説明書

民訴規 § 83 により、原則として、「準備書面は、原則として、」を相手方当事者に裁判所を経由することなく、直送をしなければならない（民訴規 § 83）。なお、「準備書面」には「答弁書」も含まれる（民訴規 § 79①）。

また、「書証の写し及び」証拠説明書についても直送をしなければならない（民訴規 § 137②）（以下「準備書面（答弁書も含む）、書証の写し及び証拠説明書」を「準備書面等」という。）。~~については、裁判所による送付が原則だが（民訴規 § 137）、民訴規 § 137②により、直送することもできる。~~

（イ）受領の確認書

電子情報処理組織（以下「裁判所システム」という。）を利用する方法により直送を受けた場合には、受領書の送付・提出ではなく、裁判所システム上の記録により受領確認がされる（民訴規 § 47 の 2⑤）。

裁判所システムによらない方法により直送を受けた場合には、受領書の送付・提出を要する場合がある（民訴規 § 47 の 2③、④）。~~民訴規 § 47⑤により、書類の直送を受けたときは、相手方当事者及び裁判所に、原則、受領書を送付しなければならない。~~

イ 送付方法<書類の送付方法>

（ア）送付方法の種類

準備書面等の電磁的記録を直送する場合には、裁判所システムを利用し、相手方が当該電磁的記録を閲覧又はダウンロードすることができる方法等により送付する（民訴規 § 47 の 2①→ § 47③一～三）。

また、準備書面等の書類を直送する場合には、「郵送」、「書類の持参」、「ファクシミリ送信」等のいずれかの送付方法で、直接相手方の送付場所に送付する（民訴規 § 47 の 2①→ § 47②）。

（イ）特許庁からの準備書面等の送付方法

特許庁から直送をする準備書面等は、原則、裁判所システムを利用する方法により送付される（民訴規 § 47 の 2①→ § 47③三）。

~~(ア) 原告に訴訟代理人が選任されておらず、裁判所システムによる送達を受ける旨の届出（民訴 § 109 の 2①ただし書）がされていない場合には、出力書面の交付等により送付する（民訴規 § 47 の 2①→ § 47③一、二）。~~

~~民訴規 § 47④は、直送その他の書類の送付は、送付すべき書類の写しの交付又はその書類のファクシミリを利用しての送信によってすると規定している。つまり、民事訴訟規則によれば、準備書面（答弁書も含む）、書証の写しの書類を直送する場合、「郵送」、「窓口提出」、「ファクシミリ送信」等のいずれかの送付方法で、直接相手方の送付場所に送付する。~~

~~(イ) 特許庁からの直送書類の送付方法~~

~~下記 a 及び b の理由より、特許庁から直送する準備書面、書証の写しは、原則、「郵送」等で送付される。~~

~~また、特許庁からの受領書の送付についても、原則、「郵送」等で送付される。~~

~~a ファクシミリ送信の長所と短所~~

~~「ファクシミリ送信」は、迅速性と手軽さという長所がある。しかし、審決等取消訴訟の場合、「準備書面」には、化学式、図面等が含まれる場合があり、また「書証の写し」には特許公報、技術文献等の図面が多く含まれている文献が多いことを考慮すると、これらの書類は、「ファクシミリ送信」には適当ではない。~~

~~b 裁判所からの要請事項~~

~~裁判所から、「準備書面」及び「書証の写し」の提出について、「ファクシミリ送信」を利用せずに、裁判所用の写し（3通）を添えて提出するように要望された。特許庁では、これを受けて、これらの書類の提出につき「ファクシミリ送信」ではなく「窓口提出」することとしている。~~

~~(ウ) 原告・代理人からの準備書面等直送書類の送付方法~~

原告・代理人から直送をする準備書面等も、原則、裁判所システムを利用する方法により送付される。~~原告・代理人からの書類の直送についても、原則、直送する準備書面、書証の写しを、「郵送」又は「窓口提出」等で送付~~

~~する。ただし、期日が切迫しているときは、「ファクシミリ送信」した後、なるべく早く、書類を「郵送」又は「窓口提出」する。~~

原告に訴訟代理人が選任されておらず、裁判所システムによる送達を受ける旨の届出（民訴 § 109 の 2①ただし書）がされていない場合には、直送をする準備書面等を、郵送、特許庁に持参又はファクシミリ送信する。また、受領書の送付方法は、郵送、特許庁に持参又はファクシミリ送信のいずれの方法も可能である。~~また、受領書の送付方法は、「郵送」、「窓口提出」又は「ファクシミリ送信」等のいずれの方法も可能である。~~

(3) 当事者照会（民訴 § 163）

民事訴訟法は、当事者が訴訟上の主張や立証を準備するために必要な情報を相手方から直接得る手段として、当事者照会制度を定めている。

当事者は、訴訟係属中、相手方に対し、回答期限を定めて、書面又は電磁的方法で回答するよう、書面により主張又は立証を準備するために必要な事項を照会することができる（民訴 § 163①）。~~当事者照会（民訴 § 163）~~

照会は、相手方の承諾を得れば、電磁的方法によって行うことができる（民訴 § 163②）。

また、回答も、照会をした当事者が承諾すれば、相手方は電磁的方法によって回答することができる（民訴 § 163③）。~~民事訴訟法では、当事者が主張、立証に必要な情報を相手方から直接入手することができるようにするため、「当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる」（民訴 § 163 本文）という「当事者照会制度」が規定されている。~~

~~(ア)~~ ア 当事者照会可能時期

「訴訟の係属中」（訴状又はその内容を記録した電磁的記録の副本が被告に送達された後から口頭弁論終結時まで）

~~(イ)~~ イ 照会可能事項

主張又は立証を準備するために必要な事項である（「訴訟関係を明瞭にするため」の必要な求釈明事項よりは広い）。例えば、公知文献が絶版の場合の文献の存在場所（図書館名等）、製品の設計図、製造工程表、実験データの存否の照会がある。

~~(ウ)~~ ウ 照会できない事項（[民訴 § 163](#) ただし書一～六）

~~a~~ (ア) 具体的又は個別的でない照会

~~b~~ (イ) 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会

~~e~~ (ウ) 既にした照会と重複する照会

~~d~~ (エ) 意見を求める照会

~~e~~ (オ) 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会

~~f~~ (カ) [民訴 § 196](#)、[§ 197](#) の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会

~~(エ)~~ エ 照会書の記載事項

照会書の記載事項は次のとおりであり、照会事項は項目を分けて記載する（民訴規 § 84②）。

~~a~~ (ア) 当事者及び代理人の氏名

~~b~~ (イ) 事件の表示

~~e~~ (ウ) 訴訟の係属する裁判所の表示

~~d~~ (エ) 照会年月日

~~e~~ (オ) 照会事項及びその必要性

~~f~~ (カ) [民訴 § 163](#) の規定により照会をする旨

~~g~~ (キ) 回答すべき期間

(ク) 照会をする者の住所、郵便番号及びファクシミリの番号

~~h~~ (ケ) 相手方の選択により書面又は電磁的方法のいずれかにより回答することを求める場合にはその旨及び照会をする者の電子メールアドレス

~~(オ)~~ オ 照会書及び回答書の送付先

特許庁長官を被告とする訴訟においては、書類の送達場所である特許庁審判部訟務室あてに、書面を郵送、特許庁に持参又はファクシミリを利用して送信する（民訴 § 163①）。

~~イ~~ また、照会及び回答は当事者の承諾を得ると電磁的方法によりできる

(民訴 § 163②、③) ところ、この場合も特許庁審判部訟務室あてに、照会及び回答を行う。原告・代理人は、書類の送達場所である特許庁審判部訟務室あてに、「郵送」又は「窓口提出」する(被告指定代理人あてではない)。

ただし、期日が切迫しているときは、「ファクシミリ送信」でもよいが、その後、「郵送」又は「窓口提出」する。

3. 上告

(1) 上告

知的財産高等裁判所の判決に不服があるときは、最高裁判所に上告することができる。

上告状は知的財産東京高等裁判所 ~~(知的財産高等裁判所)~~ に提出する (民訴 § 314①)。

(2) 上告期間

上告は、電子判決書の送達を受けた日から2週間以内にすることができ、この期間は、不変期間である (民訴 § 313→ § 285)。

裁判所システムによる送達は、以下のアからウのいずれか早い時に送達の効力が生じる(民訴 § 109 の 3)、すなわち、電子判決書の送達を受けた日となる。

ア 送達を受けるべき者が、裁判所システム上で電子判決書を閲覧した時

イ 送達を受けるべき者が、電子判決書をダウンロードした時

ウ 閲覧又はダウンロードできる旨の通知が発せられた日から1週間を経過した時

(3) 上告理由

上告理由は、憲法解釈の誤り及び憲法違反 (民訴 § 312①) を はじめ、民訴 § 312②各号に列挙された事由に限定される。

もつとも、最高裁判所の判例に相反する事件等「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」について、決定により上告審として事件を受理できる(上告受理申立制度、民訴 § 318)。

なおまた、決定・命令について、法令解釈の統一を図る観点から、知的財産

高等裁判所~~高裁~~の決定・命令に対して、当該高裁の許可により最高裁判所に抗告ができる許可抗告制度がある（民訴 § 337）。

(4) 判決

判決には、上告棄却、破棄差戻し又は破棄自判がある。

(改訂 R8~~5~~. ●~~12~~)

80—01 P U D T

訴え提起に伴う事務

1. 訴状

審決などに対する取消しの訴え（[特 § 178①](#)、[実 § 47①](#)、[意 § 59①](#)、[商 § 63①](#)）が提起されたときは、知的財産高等裁判所書記官（第1部～第4部）から、特許庁長官を被告としない訴訟（当事者系事件）については、訴え提起の通知書（以下「通知書」という）等が送付され（[特 § 180①②](#)、[実 § 47②](#)、[意 § 59②](#)、[商 § 63②](#)）、特許庁長官を被告とする訴訟（査定系事件）については、通知書が送付され、その後、訴状、及び期日の呼出状が送達される（[行訴 § 7](#)、[民訴 § 138①](#)、[§ 94](#)）。

2. 書類の調査

訟務室は、上記書類を受け取ったときは、その訴訟事件に係る審判事件の記録（査定系の場合は出願書類を含む。）と照合し、次の点を調査する。

- (1) 当事者の記載
- (2) 事件の表示
- (3) 訴え提起の期間

3. 照合の結果

上記書類の記載事項に不一致があるとき、又は上記期間経過のとき、訟務室の各部別担当指定代理人は訴え却下の答弁書を作成し裁判所へ提出する。ただし、当事者系事件のときは裁判所に通知する。

4. 帳簿などへの記入、出訴事件記録作成など

訟務室は、上記書類に基づき、「出訴事件簿」「出訴事件期日簿」に所要事項を記入し、出訴事件記録などを作成する。

5. 代理人の指定等

指定代理人とは、特許庁長官により審決などに対する取消しの訴訟を行うものとして指定された職員をいう。

(参考)

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律 § 5①

行政庁は、所部の職員でその指定するものに行政庁を当事者又は参加人とする訴訟を行わせることができる。

指定代理人は、審決などに対する取消しの訴訟について、代理人の選任以外の一切の裁判上の行為をする権限を有する（同法 § 8）。審決などに対する取消しの訴訟が提起されたときは、訟務室は被告特許庁長官の代理人指定の手続きをとり、代理人指定書を知的財産高等裁判所へ送付する。

指定代理人は、部門の審判長・審判官及び訟務室所属の審判長・審判官が当たり、前者を主任指定代理人とする。ただし、取消理由が一般的法律解釈・適用に関するもの、一般的審査基準及び慣行違反又は変更を求める事件（共通的事件）に係るときは、後者を主任指定代理人とする。

（改訂 R5. 12）